

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

島根県西部農林水産振興センター所長 角森 章子

1. 入札に付する事項

（1）件名

令和 7 年度島根県（中国山地）浜田管内指定管理鳥獣捕獲等事業

（2）入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

（4）入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税等に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（4）島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（5）環境省認定鳥獣捕獲等事業者一覧にニホンジカで登録されている者であること。

（6）島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、入札参加資格確認申請書の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に関し、提出書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254

島根県西部農林水産振興センター 林業部 林業振興課

電話：0855-29-5604

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 7 年 10 月 3 日（金）から 10 月 9 日（木）までの間、上記（1）の場所において交付する。交付時間は土日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

また、島根県ホームページの「入札情報、農林水産部、西部農林水産振興センター」からダウンロードして入手することができる。

なお、入札説明会は実施しない。

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加資格の確認に必要な書類を令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時 15 分（土曜、日曜、祝日を除く）までに、持参または郵送（簡易書留郵便を使用し、提出期限までに必着のこと）により、3（1）に掲げる場所に提出すること。持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。

後日、審査結果をメールにより通知する。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札及び開札の日時、場所

- ・日時 令和 7 年 10 月 15 日（水） 午前 10 時
- ・場所 島根県浜田市片庭町 254 番地 島根県浜田合同庁舎 401 会議室
- ・その他 入札は書面により直接行うものとし、郵便、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。
- ・開札 即時開札

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県西部農林水産振興センター）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 入札の取り止めまたは延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(10) 質問等

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、書面により令和7年10月7日(火)午後5時15分までに提出（郵送・メール可）するものとする。

（郵送の場合は、簡易書留郵便を使用し、提出期限までに必着のこと）

回答については、随時行う。

提出先 〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254

島根県西部農林水産振興センター 林業部 林業振興課

電話：0855-29-5604

メール：seibu-noshin@pref.shimane.lg.jp

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、島根県会計規則を承知の上、入札に参加すること。